

児童養護施設静岡ホーム事業計画

静岡ホームは、児童福祉法第 41 条に規定する保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を受け入れて、キリスト教精神に基づき、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。

入所している子どもの多くは虐待を受けた子どもであって、障害のある子どもが増加し、子どもの抱える問題が複雑・多様化しており、養護を必要とする子ども、愛着形成に課題のある子ども、細やかな発達支援が必要な子ども、自立支援を必要とする子どもに「あたりまえの生活」を通して、基本的生活習慣の確立や情緒の安定を図り、適切な人間関係が築けるよう日々の生活の中から支援に努める。

特に、養育に当たっては、子どもの経験してきた複雑な養育環境や生得的特性に十分配慮し、子どもの安全・安心を確保して、一人ひとりの子どもが身体的、精神的、社会的に成長できるよう支援し、人間的成長を総合的に推進していく。

また、子どもの最善の利益を念頭に、児童養護施設運営指針を基本として社会のニーズに的確に対応できるよう施設運営を図るとともに、「できる限り良好な家庭的環境」の中で安心して生活できるよう、生活単位をユニット化した施設において養育する。

1 施設概要

(1) 定員 54 人

- ・ 本体施設（小規模グループケア・5ユニット 定員 30 人）
- ・ 分園型小規模グループケア「のぞみ」（定員 6 人）
- ・ 分園型小規模グループケア「なごみ」（定員 6 人）
- ・ 地域小規模児童養護施設「ひかり」（定員 6 人）
- ・ 地域小規模児童養護施設「めぐみ」（定員 6 人）

(2) 職員 55 人

施設長	1	児童指導員・保育士	(2)31	個別対応職員	1
事務員	1	基幹的職員	1	看護師	(1)1
栄養士	1	家庭支援専門相談員	2	学習指導員	(1)1
調理員	(3)4	心理療法担当職員	2	特別指導員	(1)1
嘱託（内科医）	(1)1	里親支援専門相談員	1	その他	(4)4
地域小規模バックアップ職員	1	自立支援担当職員	1	合計	(13)55

*（ ）内は非常勤・嘱託・パートで再掲

2 目標（目指す児童像・人間像）

- ・ 自分の存在を認め、自分のことを大切にできる子
- ・ 自分で決め、やり抜くことができる子
- ・ 互いに支え合い、つながりをもてる子
- ・ 他人のことを思いやり、大切にできる子

3 養育・支援の基本方針

- (1) 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する。
- (2) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援する。
- (3) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障する。
- (4) 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する。
- (5) 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。

4 中長期計画（社会的養育推進計画（令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度)））

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和11年度
施設の小規模・地域分散化、高機能化	本体施設	4グループ 定員 52 人	4グループ 定員 46 人	4グループ 定員 43 人	4グループ 定員 38 人	5グループ 定員 30 人	4ユニット 定員 24～16 人
			基本設計	実施設計 大規模修繕 (小規模ユニット化)	大規模修繕 (小規模ユニット化)		
	地域小規模児童養護施設 分園型小規模グループケア	3か所 定員 18 人	4か所 定員 24 人	4か所 定員 24 人	4か所 定員 24 人	4か所 定員 24 人	4か所 定員 24 人
		建築（2棟）	建築（1棟）				
多機能化、機能転換	一時保護専用施設						1 ユニット 定員 6 人
	児童家庭支援センター						1 か所
	社会的養護自立支援拠点						1 か所
必要職員数 (カッコ内は非常勤で外書)		23 (5) 人	23 (4) 人	28 (4) 人	29 (4) 人	30 (4) 人	27 (4) 人

* 入所児童数や職員確保状況をみながら計画を推進する。

5 養育・支援

(1) 自立支援計画（ケアプラン）に基づく適切な養育と支援

子どもの権利を保障し、適切な養育を行うためには、一人ひとりの子どもの心身の発達と健康の状態及びその置かれた環境を的確に把握・評価（アセスメント）し、ケアプランを立てる必要がある。

養育支援と家庭復帰支援からなる本施設のケアプランは、「つながる力」「挑戦する勇気の力」「能力」「かけがえのない自分を認める力」の4項目を高める支援を軸に、医療面、心理面、ファミリーソーシャルワークなどを多角的にアセスメントし、具体的に支援する内容を設定し、PDCA サイクル（計画策定、計画の実施、確認・事後評価、見直し）を実施して適切な養育と家庭支援によって早期の家庭復帰や、家庭復帰が困難な場合は親族・知人による養育、養子縁組などにつなげられるよう支援する。

(2) 子どもたちの主体性を育む余暇活動

社会への適応性を高め、豊かな人間性を育てるため、篤志家からの寄付や慰問を活用しながら子どもたちの意向を踏まえた企画行事の実施や地域行事、招待・訪園行事への自主的な参加など、四季折々の行事やスポーツ、文化・芸術などに触れる機会がもてるように取り組んでいく。

また、情緒を安定させ自立を支援するため、ピアノや手芸教室の開講、発表会の開催など表現活動の場を継続して設けていく。

月	施設企画行事・地域行事等	月	招待・訪園行事
4	静岡まつり 創立記念（礼拝）	4	CS イースター
	入園・入学式	5	
	入学祝TDL外出		
5	県内施設児童文化奨励絵画展	6	静岡西 RC イベント招待
7~8	夏季特別行事（キャンプ・プール等）		CS 花の日
8	七夕まつり（井宮町）	7	英和女学院「花の日」訪園
	県内施設夏季スポーツ交流会		安倍川花火大会招待、すいか狩り招待
	健康診断 夏季一時外泊	7	CS サマーパーティー
10	運動会（安西学区）	8	静岡翼 LC 国際交流夏祭り訪園
11	防災訓練（井宮町）	9	食肉組合夕食会訪園
	県内施設オセロ大会	10	ピュール七五三着付撮影招待
12	クリスマス祝会・食事会		静岡 LC イベント招待
	冬季一時外泊		
1	初詣 県内施設冬季スポーツ交流会	11	みかん狩り招待
1~2	冬季特別行事（スキー・雪遊び等）		CS こども祝福式
2	節分豆まき・餅つき（井宮町）		CS 収穫感謝祭、英和女学院「収穫感謝」訪園
3	ひなまつり	12	CS クリスマス祝会、英和女学院「クリスマス」訪園
	健康診断 卒園の会		もちつき訪園、常葉高校「クリスマス」訪園
毎月	誕生会	1	静岡友の会招待
	発育測定	2	中国料理夕食会訪園
	保護者宅外泊・ショートルフラン	3	
	避難訓練 全体清掃	毎月	Jリーグサッカー観戦招待（年間）
年間	毎週：教会学校（日曜日） 毎月：夕拝 随時：サークル活動		

(3) 学習・進学支援

入所以前の学習の積み残しを手当てし、子どもに合わせて学習の進度を調整できる公文式学習を小学生対象に取り入れ、基礎学力の向上と学習習慣の定着を図る。

また、学習ボランティアによる個別の学習支援や中・高校生の通塾により、高校や大学等の高等教育への進学を支援する。

区 分	対象者	内 容
公文式学習	年長児童	〈本 園〉 月～金曜日 16：30～
	小・中学生	〈地域小規模〉 月～土曜日 夕方又は学習時間
通塾	中・高校生	学習塾（個別又は集団指導を選択）
学習ボランティア	小・中・高校生	常葉大学ボランティアサークル「つくしんぼ」など、学生や社会人

(4) 性に関する教育

安心・安全な施設生活を目指し、自立・共生の力を育むため、生（性）に関する正しい知識や関心が持てるよう、性教育委員会（かえでの会）を中心に「プライベートゾーン、プライベートエリア、回避行動（ノー・ゴー・テル）、二次性徴、多様な性のあり方」を基本とする年齢別の学習会を開催する。

(5) 心理的ケアの実施

愛着形成や自己肯定感の向上、被虐待児が抱える傷つきを自ら癒す力を身に付けるため、グループ心理療法や変身セラピー、感覚遊びワークショップを実施する。

また、個別ケアが必要な児童にはプレイセラピーや個別面接を行い、処遇困難児童のケース検討として児童相談所嘱託医によるスーパービジョンを実施する。

- ・グループ心理療法……小学 1・2 年生 各年 8 回
- ・スーパービジョン……毎月 1 回

(6) 職業選択の支援

将来の職業選択を考える機会とするため、小学校高学年以上を対象とした「お仕事フェスタ」や、小中学生を対象とした CCP（キャリア・カウンセリング・プロジェクト）、中高生を対象とした「職場見学会、一日社会体験」を実施するとともに、VRT カード（職業興味検査）を活用しながら職業・職種選択のための相談や助言、情報の提供などに取り組んでいく。

(7) 子どもの社会的自立の支援

ア 自活訓練

就職や大学等への進学により自立生活を控えた高校 3 年生や、自活訓練が必要と判断される高校 1・2 年生を対象に、自立訓練棟において、調理体験、洗濯、掃除、金銭管理などの実践的な訓練を経験させることにより、精神的不安を軽減し、実用可能な力を身に付けさせる

区分	訓練内容	期間	対象者
第 1 段階	一人暮らし体験 (起床・就寝、登校、掃除、洗濯、食事(朝夕職員が用意))	1 週間	高校 1・2 年生
第 2 段階	一人暮らし体験 (起床・就寝、登校、掃除、洗濯、食事(夕食は自炊))	1 週間	
第 3 段階	一人暮らし体験 (3食自炊・生活全般の自己管理、金銭管理)	2 週間	高校 3 年生

イ 生活支援

保護者等の支援がなく大学等に進学する子どもについて、継続的な養育ができるよう保護期間を延長するとともに、20 歳で措置解除される日から大学等を卒業するまでの生活費を児童自立生活援助事業により支援する。

また、就職で巣立っていく子どもや進学していく子どもの安定した生活基盤をつくるため、静岡県社会福祉協議会の児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金や日本学生支援機構の給付型奨学金を活用するとともに、静岡ホーム自立支援基金により必要な資金を援助し、自立を支援する。

ウ 相談支援

保護者の支援が得られない退所児童の中には、直面する諸問題を自身で解決することもできず、相談する者もなく、就労や生活の維持が困難となって経済的に困窮し、自立生活が破綻してしまうこともあるので、生活相談、就労相談等を継続的に実施し、社会的自立を支援する。

6 家庭環境の調整

児童の早期家庭復帰や親子関係の修復・再構築を図るため、親の仕事の都合など家庭状況に合わせた月 2 回の定期的な面会・外出・外泊や夏季・冬季における 1 週間程度の長期外泊と外泊時における家庭訪問を実施する。

また、親子訓練棟における家族(親子・きょうだい)交流を通じた関係調整、保護者や退所児童に対する悩み相談、心理的ケア等による家庭機能の回復や生活環境の調整を図る。

7 人権擁護と人権侵害の防止

子どもたちの人権を守り、子どもたちが安心して生活を営むことができるよう、児童福祉法第 33 条の 10 に係る「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知と「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」による自己点検、投書箱「こどもの声」の設置などにより人権擁護と人権侵害の防止に取り組む。

8 事故防止と安全・健康対策

南海トラフ地震等の巨大地震はいつ起きても不思議ではないので、消防計画、業務継続計画（BCP）及び安全計画に基づき、子どもの安全確保のため、建物・設備等の点検・検査や安全確保に関する研修、災害の発生に備えた避難訓練、不審者侵入防止対策訓練などを実施する。

また、災害時の電源確保のための非常用発電機の設置、酷暑対策としての楓ホールの改修工事、老朽化した屋外遊具の改修工事を行う。

月	点検・検査	教育	訓練
4		春の交通安全運動	漏電火災訓練
5	消防用設備点検 空調設備点検 空調フィルター清掃	消防設備取扱説明 BCP 研修	地震対応訓練
6	ネズミ昆虫等防除	熱中症予防研修	油火災発生訓練・BCP 訓練
7	貯水槽洗浄		土砂災害発生訓練
8		交通安全教室	夜間地震発生避難訓練
9		秋の交通安全運動	防災の日・情報伝達訓練 東南海地震発生対応訓練
10	建築物定期調査 空調フィルター清掃	BCP 研修	火災発生訓練 不審者侵入防止対策訓練
11	消防用設備・建築設備・貯水槽点検	地震防災センター見学学習会 感染症予防研修	社会福祉施設防災の日・総合訓練
12	ネズミ昆虫等防除		地域防災の日・町内との連携訓練・BCP 訓練
1			緊急地震速報対応訓練
2			夜間火災発生訓練
3	電気保安年次点検		地震対応訓練
備考	防災設備・資機材点検：毎月 ネズミ昆虫等調査：毎月 電気保安管理：隔月		避難・消火訓練：毎月 総合訓練：年 1 回

9 施設機能の高機能化及び多機能化・機能転換

施設機能の高機能化及び多機能化・機能転換を図るため、これまで子育て短期支援事業及び児童自立生活援助事業を実施してきているが、社会的養護自立支援拠点事業の実施に向けて取り組んでいく。

(1) 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、静岡市からの委託を受け、一定期間、養育・保護する。

(2) 児童自立生活援助事業

児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設等への入所措置が解除された者、一時保護を解除された者等に対し、児童相談所からの利用決定を受け、住居を提供し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業を支援する。

10 里親委託と支援

(1) 里親委託の推進

里親委託ガイドライン（令和3年3月改正）では、里親委託が必要な子どもについて、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できず、施設に入所する場合であっても、「乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数か月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである。」として「家庭養護への移行を検討する」よう求めている。

認定 NPO 法人静岡市里親家庭支援センターと連携して入所中の子どもの里親委託を推進するとともに、保護者との交流がない又は交流があっても家庭復帰の目途がたたず、家庭的な生活を体験する機会の少ない子どもを対象に、里親家庭へのショートプログラムを実施する。

(2) 里親の支援

里親不調を未然に防ぎ安定した家庭養護が継続できるよう、里親家庭への訪問や電話・メール等による相談、レスパイトケアの受け入れ及び心理担当職員によるセラピーやワークショップを実施する。

また、認定 NPO 法人静岡市里親家庭支援センターと連携して里親の認定前・更新実習の受入れ、未受託里親養育体験の実施などを実施し、里親を支援する。

11 関係機関等との連携・地域支援

(1) 関係機関との連携

ア 児童相談所との連携

子どもたちの成長は、児童相談所との連携のもとに行われなければ成果を生み出すことができない。子ども一人ひとりの家庭状況、発達課題の情報を共有し、児童相談所の児童福祉司、児童心理司による発達課題や心理状態に応じた面接の実施、年2回の定期連絡会の開催によるケアプランの見直しなどの連携を図る。

イ 学校との連携

学校との連携は極めて重要である。子どもの心身の発達、日常生活の状況、学習の習得状況、友人関係などを日常的に情報交換し、子どもへの理解を深め対応していく。

(2) 地域との交流

地域に開かれた施設としてグラウンドや楓ホールを開放するとともに、自治会との防災訓練の共同開催、子供会行事を含む町内行事に参加し、交流を深める。

さらに、子どもたちの学習や余暇活動における支援者、ボランティアを積極的に受け入れ、子どもたち一人ひとりの生活の充実を図る。

12 職員の確保・育成

(1) 職員の確保

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進していく上で、これらを担う人材の確保は不可欠である。

人口の減少、人材の流動化、働く人の価値観の多様化、全産業での慢性的な人材不足により、人材の獲得競争が激化しているため、多様な働き方ができる労働環境の整備や魅力的な待遇・雇用条件、車両・パソコンの更新等による業務環境の改善、施設を魅力的に伝える採用手法の実施などに取り組むとともに、これまでの大学等への求人、実習生の受入れと適切な実習指導、インターンシップの受入れ、求人サイトの活用などにより、就職希望者の確保に努める。

(2) 職員の育成・定着

被虐待児の入所が 7 割を超え、処遇困難なケースや発達障害を有する児童が増加しており、養育を担う職員のより高い専門性が要求されている。

また、小規模ユニット化された施設においては、職員一人ひとりの力量が問われ、知識・技術・経験に裏打ちされた養育が必要とされるので、職員のスキルアップを図り、専門性を高める必要がある。研修計画に基づき、県社会福祉協議会等の関係団体主催の研修に職員を派遣するとともに、CARE プログラムワークショップやコモンセンス・ペアレンティング・プログラム習得などの職場内研修を実施する。

また、児童相談所児童心理司 OB をスーパーバイザーとして配置して、相談・助言・指導を行える職員を養成するとともに、ストレスを抱えた職員のバーンアウト（燃え尽き症候群）の防止や経験の少ない職員に対する対人援助に必要な知識・技術の指導、グループリーダーへの助言などにより、人材の育成、定着を図る。

職員研修計画

区分	施設内研修	施設外研修
養 育 支 援	新規採用職員研修 入職前研修 感染症研修 性教育研修 コモンセンスペアレンティング研修 ケアプログラム研修	キャリアパス初任者研修 キャリアパス中堅職員研修 キャリアパスリーダー研修 全国児童養護施設中堅職員研修 関東ブロック児童養護施設職員研修会 県養協新任職員研修

区分	施設内研修	施設外研修
	直接処遇職員スキルアップ研修 [新規採用職員研修 初任職員研修（2～3年目） 中堅職員研修 リーダー研修 コンプライアンス研修 ハラスメント研修 メンタルヘルス研修 チームワーク・チーム力向上研修 看護研修（病気・怪我） OJT [自己目標の設定・面談・指導 主任・副主任・リーダーによる教育・指導 スーパーバイザーによるスーパーバイズ]	県養協指保部会研修 県養協児童権利擁護推進研修会 児童相談所性教育研修 吉原林間学園暴力防止研修 三方原学園非行研修 児童養護施設職員指導者研修（子どもの虹） 児童養護施設心理担当職員研修（子どもの虹） SBI 子ども希望財団児童養護施設職員研修会 ファミリーソーシャルワーク研修 日本キリスト教社会事業同盟研修会 日本キリスト教児童福祉連盟研修会
食育	食育研修（食事と健康）	栄養講習会 食中毒予防研修 小児アレルギー研修
財務管理		経理応用講座 財務管理講座 会計実務専門講座 決算実務講座
管理運営		全国児童養護施設長研究協議会 関東ブロック児童養護施設研究協議会 関東ブロック事務・運営管理者研修 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会 運営管理研修 人事・労務管理研修 安全運転管理者講習会

13 施設の運営

(1) 会議・委員会等の開催

子ども一人ひとりの養育の質の向上と円滑な施設運営を図るため、各種会議や委員会を開催するとともに、関係機関との連絡会を開催する。

名称	開催	内容
運営会議	毎月	施設の運営方針等重要事項の調整、課題の検討
主任・副主任会議	毎月	所管グループの喫緊のケース、運営課題の検討
職員会議	毎月	施設運営に関する事項（運営・指導方針、行事予定、提案事項等）の調整・周知、外部研修の報告等

名称	開催	内容
グループ会議	毎月	児童の生活支援等グループ運営事項（運営計画・自立支援計画・児童処遇・行事等）の調整
ケース検討会議	毎月	ケース検討・ケアプランの見直し
サービス向上推進会議	毎月	第三者評価結果の改善
衛生委員会	毎月	職員の健康の保持増進、健康障害の防止
性教育委員会	毎月	生・性に関する教育、性に関する相談、かえで新聞の発行
食生活委員会 （給食会議）	毎月	食を通じた健康・衛生・嗜好を知る機会の提供
広報委員会	毎月	広報誌「メイプルスマイル」の発行（年2回） ホームページ更新、施設紹介DVD制作
防災対策委員会 （防災会議）	毎月	消防計画の委員会審議事項の協議調整、防災訓練の実施
苦情解決委員会	5月 随時	苦情への対応
昼会	毎日	各グループの情報の共有、連絡調整
養保連絡会	奇数月	養護施設と保育所の連携業務の調整

14 施設体験・視察研修の受入れ

(1) 福祉専門職養成校実習生等の受入れ

県内外の大学、短期大学、専門学校の福祉専門職養成校に在籍する学生の施設実習を受け入れ、児童養護施設についての正しい理解と魅力を発信し、実習経験が就労に結びつくようにしていく。

また、児童福祉施設業務を体験し、知識を深めたいとする学生についても、児童のプライバシーの保護と安全に十分配慮しながら、事情の許す範囲で自主実習・インターンとして受け入れる。

(2) 福祉関係団体等の視察研修の受入れ

県内外の社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、更生保護女性会など福祉関係団体等の視察研修を受け入れ、社会的養護についての理解を深め、地域活動の向上、市町の要保護児童対策の強化につなげる。

15 施設運営の質の向上

令和6年度に受審した第三者評価の結果を踏まえて、児童養護施設運営指針に掲げられている目指すべき状態に近づけられるよう問題点の改善に取り組み、施設運営の質の向上を図る。